

# 近代民事判決文書の口語化

—ある裁判官の先駆的試み—

永澤 濟

nagasawaituki@gmail.com

キーワード： 口語化 口語体 言文一致 文体 近代 民事裁判 判決

## 要旨

近代日本の民事判決の原本調査を行った結果、昭和初期、当時通行の文語体判決にまじって口語体の判決が書かれていたことがわかった。当時の司法界は、一般社会から一步遅れるかたちで、口語化が唱え始められていた。しかし、初期の口語体判決を分析してみると、現代の書き言葉では用いられないような口語性の高い表現や、当事者の主張の直接引用のスタイルがみられるなど、判決の口語化をどう実現するかは単純ではなかったことが明らかになった。戦後、公文書が一斉に口語化（言文一致化）される以前の、先駆的な口語体判決の実態を示す。

## 1. 資料発見の経緯

2008年当時、東京大学に一時的に保管されていた近代民事判決原本を調査したところ、多数の文語体判決にまじって口語体の判決が存在することを発見した。それらは、櫻木繁次（さくらぎしげじ）というひとりの裁判官によるもので、いずれも1941年（昭和16年）に熊本県の山鹿区裁判所（当時）で出された判決であった。同じ簿冊（写真）に、櫻木による非口語体判決も綴じられており、ひとりの裁判官が同時期に口語体と非口語体の判決を書き分けていたことがわかった。



櫻木の口語体判決（写真左）

は、ひらがなと漢字による表記、および「する」「た」「である」体の文末を特徴とする。一方、非口語体判決（写真右）は、カタカナと漢字による表記、「ナリ」「タリ」体の文末を特徴とし、口語体との違いは一目瞭然である。



櫻木の口語体判決



櫻木の非口語体判決

濁点に注目すると、口語体判決はいずれも濁点が付されているのに対し、非口語体は濁点のあるものとなないものが混在している。また句読点は、口語体・非口語体の別を問わず、句点と読点とともに付されてあるもの、句点のみあるもの、読点のみあるものの混在がみられる。

このような櫻木の口語体判決について、調査範囲を山鹿区裁判所以外にも広げ、櫻木の赴任先裁判所毎に判決を調べると、戦前に櫻木によって書かれた判決142点<sup>1</sup>の存在が明らかになり、うち口語体判決が21件あることがわかった<sup>2</sup>。最初期のものは1939年（昭和14年）10月、飢肥（おび）区裁判所（宮崎県）での判決であった。日本では、1946年に官庁公用文における「ナリ」「タリ」「ベカラズ」等が廃され、「である」「ます」体の口語が採用されたことが知られるが（山本正秀1965）、それ以前に判決口語化の試みがなされていたことを櫻木の判決は示している。

従来、判決口語化の事例は一部知られていたが、それは「司法における口語化」を中心的に唱えた人物によるごく限られたものであった。各地の裁判官たちが、口語化の動きをどのように受けとめていたのか、また、そのことが、実際の判決にどのように現れているのかということ、これまでほとんど明らかにされてこなかった。

本稿では櫻木の口語体判決の実態を示し、当時の社会一般および法曹界における口語化の動きとも関連させ、その先駆的な試みについて考察する。

## 2. 民事判決原本資料と調査について

本稿で資料とする民事判決は、各地の下級裁判所（最高裁判所以外の裁判所）に保存されてきた民事判決及びそれに関連する文書の原本資料である。このうち、最も古い1870年（明治3年）から民事訴訟法施行前の1890年（明治23年）にかけての推定50万件分（推定150万丁）の資料群は画像データベース化され、国際日本文化研究センター『民事判決原本データベース』で公開されているが<sup>3</sup>、今回の櫻木判決については、櫻木が裁判官に任官したのが1935年（昭和10年）であるためデータベースには入っていない。よって、保管先での原本調査を行った。調査地は次のとおりである<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> 櫻木による戦前最後の判決は1945年（昭和20年）8月14日のもの。

<sup>2</sup> 現物を確認できた櫻木の判決のうち非口語体判決の最後は1946年（昭和21年）4月24日のもの。

<sup>3</sup> 分量の推定は、石井紫郎・新田一郎（2003）による。文書は、書かれた当時、各裁判所において何件かごとにまとめて編綴され、簿冊の形態をとっている。なかには火災で焼失したものや廃棄されたものもあり、その間の判決文書が欠けることなく残っているわけではない。本資料群は、以前は各地の裁判所で保存されており、個別に閲覧されることはあっても、資料群として体系的な調査がなされることはなかった。1990年に最高裁判所が「保存期間50年を過ぎたものを廃棄処分にする」と発表したことを契機に、法学分野の研究者による永久保存への活動が高まった。紆余曲折を経て1994年より各地大学で一時保管された後、最終的に国立公文書館（つくば分館）に全ての原本が移管された。1997年より画像データベース化が順次進められ、徐々にその概要が明らかにされつつある。保存の経緯と資料については、林屋礼二・石井紫郎・青山義充〔編〕（1998, 2003）、梅原康嗣・村上由佳（2012）に詳しい。

<sup>4</sup> 2016年時点で保管先が変わっている資料もある。

熊本大学（熊本県）  
 国立公文書館つくば分館（茨城県）  
 佐賀地方裁判所唐津支部（佐賀県）  
 東京大学（東京都）  
 鳥栖簡易裁判所（佐賀県）

本民事判決資料群の特性として、次のような点が指摘できる。

- (1) 一般に訴訟文書は定型化の傾向がみられ、古い語法や文体が残りやすい。本資料群も初期のものは、近世の流れをひく文体や語法がみられる。よって、資料に現れる表現は、必ずしも書かれた当時の一般的な書き言葉を代表するものではない<sup>5</sup>。
- (2) 1873年（明治6年）に「訴答文例」が交付され、「訴状」「答書」の雛形が定められて以降は、近世の伝統とは離れる方向に定型化が進んだとみられる。一方で、個別の一件を、異なる書き手が書くため、定型化を免れた「自由な」部分も比較的多くある。
- (3) 文書の形式・文体・文言については、裁判所ごとにバリエーションがみられるが、時代が下るにつれ、ある程度の統一化の傾向がみられる。
- (4) 本資料群の中心は裁判所の判決だが、一部、原告の出す訴状や、被告の出す答弁書、代理人への委任状、土地境界の証拠となる江戸期の絵図など、訴訟にかかわる文書一式が併せて簿冊に綴じられている<sup>6</sup>。

### 3. 櫻木判決

#### 3.1 櫻木の経歴

櫻木繁次裁判官の経歴は次のとおりである。1935年（昭和10年）6月に平良区裁判所判事に任官してから、1970年（昭和45年）に弁護士（再）登録するまで裁判官を務めた。

1900年（明治33年）4月15日生（福岡県朝倉郡朝倉村）①②③④⑥⑦<sup>9</sup>

<sup>5</sup> 証拠として出される文書の中に、前時代の判決が引用されている場合などもある。

<sup>6</sup> 裁判所毎に保存基準が異なるため、判決以外の種々の文書を多く残している裁判所とそうでないところがある。

<sup>7</sup> 略歴各項末の数字は以下の典拠を示す。

① 1936年『大日本法曹大観』（『日本法曹界人物事典』第4巻〔司法篇〕ゆまに書房、1995年）

② 1940年『大日本司法大観』（『日本法曹界人物事典』第5巻〔司法篇〕ゆまに書房、1995年）

③ 1951年『第十六版 人事興信録 上』（株式会社 人事興信所）

④ 1959年『第二十版 人事興信録 上』（株式会社 人事興信所）

⑤ 1956年『ふるさと人物記』（夕刊フクニチ新聞社）

⑥ 1957年『司法大観』（財団法人 法曹界）

⑦ 1964年『職員録』

⑧ 1967年『職員録』

- 1929年（昭和4年） 3月 中央大学専門部法学科卒業①②③④⑥⑨
- 1931年（昭和6年） 10月 高等試験行政科合格①②⑥⑨
- 11月 高等試験司法科合格①②⑥⑨
- 12月 弁護士名簿登録①②③⑥
- 1935年（昭和10年） 6月 弁護士名簿登録取消⑥
- 平良区裁判所判事①②③④⑥
- 1937年（昭和12年） 10月 鹿兒島区裁判所判事②③④⑥
- 1938年（昭和13年） 8月 飫肥区裁判所判事②③④⑥
- 1941年（昭和16年） 1月 山鹿区裁判所判事③④⑥
- 1942年（昭和17年） 10月 熊本地方裁判所判事③④⑥
- 1944年（昭和19年） 8月 唐津区裁判所判事⑥
- 佐賀地方裁判所唐津支部長 兼佐賀家庭裁判所唐津支部長③④
- 1953年（昭和28年） 大分地方裁判所中津支部長 兼大分家庭裁判所中津支部長④⑥
- 1956年（昭和31年） 8月 福岡地方裁判所飯塚支部長 兼福岡家庭裁判所飯塚支部長④⑥
- 1963年（昭和38年） 長崎地方裁判所佐世保支部長 兼長崎家庭裁判所佐世保支部長⑨
- 1964年（昭和39年） 同継続⑦
- 1965年（昭和40年） 鳥栖簡易裁判所判事⑧⑨<sup>8</sup>
- 1970年（昭和45年） 弁護士登録（再 12235）⑨
- 1977年（昭和52年） 12月 弁護士登録抹消の請求⑩
- 1988年（昭和63年） 5月6日 死去⑪

上記下線部の任官地で書いた判決を調査した結果<sup>9</sup>、櫻木は、1939年（昭和14年）10月の飫肥区裁判所での最初の口語体から、1946年（昭和21年）4月の唐津区裁判所での最後の非口語体まで、少なくとも8年ちかくに及び口語体と非口語体の判決を並行して書いていたことがわかった。以上の期間の櫻木による判決一覧と、各々の口語化の有無等を別表（TULIP 電子版に掲載）に示す。

⑨ 1977年『全国弁護士大観』（法曹公論社）

⑩ 1982年『全国弁護士大観』（法律新聞社）

⑪ 1989年『日本著者名・人名典拠録 2 こ～な』（日外アソシエーツ株式会社）

<sup>8</sup> ⑧⑨からわかるのは1967年（昭和42年）時点で櫻木が鳥栖簡易裁判所判事であったことであるが、鳥栖簡易裁判所判決原本の調査により、それ以前の1965年（昭和40年）時点で同裁判所で判決を出していることがわかったので、ここでは「1965年」を記載した。ただ、1966年の『職員録』には櫻木についての記載がない。

<sup>9</sup> 次の判決を調査した。

1938年（昭和13年）8月～1941年（昭和16年）1月	飫肥区裁判所判決
1941年（昭和16年）1月～1942年（昭和17年）10月	山鹿区裁判所判決、高瀬区裁判所判決
1942年（昭和17年）10月～1944年（昭和19年）8月	熊本地方裁判所判決
1944年（昭和19年）8月～1946年（昭和21年）10月	唐津区裁判所判決
1965年（昭和40年）6月～1970年（昭和45年）3月	鳥栖簡易裁判所判決

### 3.2 櫻木の口語体判決の特徴

以下、櫻木による口語体判決の特徴を、非口語体判決と比較しながらみていく（ここで取り上げる判決を中心に、櫻木の非口語体と口語体判決の代表的なものの全文を資料としてTULIP電子版に掲載する）。

まず、判決冒頭の「主文」について非口語体と口語体の典型例をみると、次のように両者は非常に似た形式を示しており、口語体は非口語体の一部の文言「及」「～ヘシ（ベシ）」をそれぞれ「と」「～こと」に置き換えた程度の差異である。主文は判決のなかでも定型化の著しい部分であり、その口語化は、非口語体の文言を口語的なものに一対一に置き換える発想で実現されたとみることができる。

#### (1) 非口語体

主文

被告ハ原告ニ對シ金五拾圓及之ニ對スル昭和十二年三月一日ヨリ完済ニ至ル迄年五分ノ割合ニ依ル金員ヲ支拂フヘシ  
訴訟費用ハ被告ノ負担トス

〔飢肥区裁判所「昭和13年（ハ）第88號求償金請求事件」／1938年9月14日〕

#### (2) 口語体

主文

被告は原告に對シ金二百三十五圓と之に對する昭和十六年五月十一日から完済迄年五分の割合に依る金員を支拂ふこと  
訴訟費用は被告の負担とする

〔山鹿区裁判所「昭和16年（ハ）第33號貸金請求事件」／1941年5月17日〕

次に、判決末尾の表現に着目すると、次のような違いがみられる。

#### (3) 非口語体

依テ當裁判所ハ被告ニ於テ原告ノ主張事實ヲ自白シタルモノト看做シ事實ニ基ク原告ノ本訴請求ヲ正當ト認容シ訴訟費用ノ負担ニ付民事訴訟法第八十九條ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

〔飢肥区裁判所「昭和13年（ハ）第88號求償金請求事件」／1938年9月14日〕

#### (4) 口語体

そこで當裁判所は被告は原告の主張事実を自白したものと看做して、原告の本訴請求を理



由あるものと認め、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八十九條を適用して主文の通り判決したのである

〔山鹿区裁判所「昭和16年（ハ）第33號貸金請求事件」／1941年5月17日〕

「依テ」を「そこで」に、「看做シ」をテ形「看做して」に置き換えるといった点は主文のケースに重なるが、その他大きな相違点として、末尾の文言が「判決ス」から「判決したのである」に変わっている点があげられる。「判決ス」を単純に口語表現に置き換えるのであれば、「判決する」としてもよいはずであるが、桜木の口語体判決の多くは、「のだ」を用いて「判決したのである」の形を採る（桜木の各判決末尾の文言一覧をTULIP 電子版掲載の別表に示す）<sup>10</sup>。

ここでの「のだ」は、判決理由を説明し主体の判断を示すモダリティ形式として機能しており、非口語体では表面化していなかった判断主体（裁判所）の存在を前面に出す表現になっているといえる。これは、桜木が判決口語化をどう実現するか模索するなかで、読み手（特に当事者である一般市民）にわかりやすいスタイルとして、裁判所から読み手へ語りかけるという発想で書かれたものとみることができる。

興味深いのは、戦後、全判決の口語化が完了した後で書かれた桜木の口語体判決では、末尾の「のだ」は外れ、「判決する」になっていることである。口語化を模索していた当初の、読み手を意識した主観的なスタイルは、戦後、より中立的な表現に変化したといえる。

この、読み手を意識したスタイルは、桜木の口語体判決に次のようなかたちで散見する。

#### (5) 口語体

手附として金三百円を差差[印(櫻木)]入れ、残りの代金三千九百円は、同年十二月十日に右土地の所有権移轉登記を爲した時に支拂ふこととし、若しそれまでに原告の方で、勝手に違約した時は手附金は没収され、被告の方で勝手に違約したときは、之を倍額にして支拂ふ、と言ふ約束をした。

ところが、原告が後で圖面通りに實地を調べて見たら、約束した面積が約一町歩位不足してゐることを発見したので、原告は被告等に其の旨を通知して之が解決方を迫つたが被告等は言を左右にして應じて呉れない、そこで原告は目的物が斯様に相違してゐては買受くる氣にはならないので右土地の賣買契約を解除して、契約通り手附金の倍額の支拂を被告等に求めたけれども被告等は其の支拂を爲さないから之が支拂を求むる爲本訴に及んだ次第である。

〔飢肥区裁判所「昭和14年（ハ）第63號手附金返還請求事件」／1939年10月9日〕

<sup>10</sup> このほか、判決末尾の文言のバリエーションとして、非口語体で「判決シタリ」、口語体で「判決した」「判決する」がみられる。

これは、原告の主張を裁判所が引用する部分であるが、下線部「(調べ) て見たら」「(應じ) て呉れない」「(買い受くる) 気にはならない」等、原告の主観をそのまま述べる表現が多用されている。

#### (6) 口語体

証人Aは實地は一町五反歩位不足してゐる旨證言してゐるが、これは實際自分で測量したのではないから、裁判所は信用しない、その他原告の全部の證據を見ても別紙圖面通に測量して一町歩も實地が不足してゐると認める何等の證據もない、一体別紙圖面通りに實地を買つたのだから、圖面通り測量すれば、實地が不足する筈はないのである、不足してゐると言ふのなら、その中に第三者の土地が這入つてゐる事を認めたからである、証人Bは、實地に測量に行つたとき隣地者のEが來て、その中に自分の土地が這入つてゐると言つたので、それを信用したと證言してゐるが、裁判所は、そんな争のあるところを證據にも基かず片方から單にそう言ふ主張があつたからとて、直にこれ其の範囲[印(櫻木)]<sup>11</sup>を信用するわけにはゆかぬ、

〔飢肥区裁判所「昭和14年(ハ)第63號手附金返還請求事件」／1939年10月9日〕

これは、裁判所自体の判断を述べる部分であるが、そのような客観的判断を示す部分においても、表現上は、主観性を帯びた「そんな(争)」「(証拠に)も」「からとて」「わけにはゆかぬ」等の表現が多用されている。また、「裁判所は(信用しない)」のように、判断主体を取り立てて明示するスタイルをとっている点も特徴的である。

#### (7) 口語体

殊に、甲第一号証には賣買物件に對して、後で故障が出來たときは買主たる原告が萬事處決して、賣主たる被告等には毫も損害を掛けぬと約束が出來てゐる、これは通常はあべこべであるのが取引の常態である、さすれば証人AやCが本件土地は被告等の方で境界に多少の自信がなかつたので、原告に其の話をしたら、それならたとへ後で、境界について争が起つても、一切は自分の方で處決して、毫も貴殿等に損害は掛けぬから是非賣つて呉れ、と原告から申出たので甲第一号証の第三の様な約束が出來たのである旨證言してゐるのは裁判所も眞實其の通り間違はないと認める、して見れば、隣地者と境界の争が起り得るであろうことは、買受の當時から原告は覺悟してゐた事だから、現に争が起つたならば、隣地者の言ふことが正しいか、買受圖面通りの實地の方が正しいかを先づ解決しなければ、どれほど實地が不足してゐるかは不明である、蓋し、その解決如何によつては、或は不足するかも知れぬし、或は不足せぬかも知れぬからである。

〔飢肥区裁判所「昭和14年(ハ)第63號手附金返還請求事件」／1939年10月9日〕

<sup>11</sup> 直前の「これ」が見せ消ちで「其」に訂正され、訂正印「櫻木」が押されている。

ここでは、「あべこべ」というオノマトペが用いられているが、当事者の主張の趣旨を引用する部分とはいえ、現代の書き言葉では通常用いられない口語性の高い表現が使用されている点が特徴的である。

(8) 口語体

それにも拘らず、原告は、隣地者の言を信じ、自分一人で、一町歩の實地が不足してゐると、きめ込んで、本訴を提起し、提起後に於ても亦前示の様に之を認むる證據が無い、だから一町歩の實地が不足した事を前提とする本件訴は、既に此の点で失當であるから、其の餘の争点は[印(櫻木)]を審判せずして、之を排斥し、訴訟費用の負擔につき、民事訴訟法第八十九條を適用し主文の通り判決した

[飢肥区裁判所「昭和14年(ハ)第63號手附金返還請求事件」/1939年10月9日]

(9) 口語体

即ち原告は被告に對し、昭和十三年一月から主文に掲げた家屋を、賃料一ヶ月金五円、毎月末日拂の約束で、期間を定めず賃貸したが、被告は借受けてから未だ一度も賃料を支拂はない、それで、原告は被告に對し、同十六年一月九日内容証明郵便で、昭和十三年一月分から同十五年十二月分迄三十六ヶ月分の滞納家賃百八十円を同月十七日迄に支拂ふやう催告し、同時に右期間内に支拂はないときは、本件賃貸借契約は之を解除する旨の通知を爲したが、被告は右期間内に其の支拂を爲さなかつたので、同日、本件賃貸借契約は解除となつたのである、そこで請求の趣旨に掲げたやうな判決を求むる爲、本訴に及んだのである、

[高瀬区裁判所「昭和16年(ハ)第29号家屋明渡竝に家賃請求事件」/1941年4月7日]

(8)(9)では、下線部「だから」「それで」といった接続詞によって文と文の関係を明示的に表そうという意識がみえるが、現代からみると接続詞の多用がかえって稚拙な印象を与える。この類の接続詞の多用は、真の意味で論理関係を追究するというより、前件を後件にスムーズにつなげ、口頭で話す場合のわかりやすさを紙面上で実現しようとしたことの表れとみることができる。

(10) 口語体

そして被告の答辯に對して、原告の主張に反する部分は之を認めない、甲第一号證中に賣買物件に後で故障が出来たときは原告が萬事解決して被告等に損害を掛けないと言ふことは少し位の損害であれば、その通であるが本件の様に實測反別が一町歩も足りない損害のときは原告は責任を負はぬのである、と陳述した、

[飢肥区裁判所「昭和14年(ハ)第63號手附金返還請求事件」/1939年10月9日]



## (11) 口語体

被告等の訴訟代理人は主文と同じ判決を求め、答辯及抗辯を次の様に述べた。原告が主張するやうに、昭和十三年十一月二十日主張の原野二筆を、主張の約束で賣買契約を爲し、其の際、手附金三百円を受取つた事は認めるが、其の他の事實は之を認めない、被告等は圖面通で賣つたのだから實地が一町歩も不足する筈がない、それを不足してみると主張するならば、先づ原告に於て[印(櫻木)]で公的處理を爲し、それが確然となつた後でなければ賣買契約解除権もなければ、又手附金返還請求権もない、よしんば假に此等の権があつたとしても、本件賣買は、後になつて賣買物件に故障が出來ても、原告が一切責任をもつて解決し、毫も被告等に損害を掛けぬ、と言ふ特約があつたので被告等は約束の日に約束の場所に行つたが原告が來なかつたので移轉登記手續が出來なかつたのである、してみれば約束に違反したのは被告等でなく、寧ろ原告なのであるから約束通り本件の手附金は没収さるべきものである、依て被告等は原告の本訴請求に應ずる義務がない。そして證據として、乙第一、二号証を提出し證人C、Dの訊問を求め甲第一号証は成立を認めて、之を援用し同第二号証は成立を認めて立證趣旨は認めない、と述べた。

〔飢肥区裁判所「昭和14年(ハ)第63號手附金返還請求事件」／1939年10月9日〕

(10)(11)のように、当事者の主張を引用する際、趣旨を要約して述べる「間接引用」ではなく、「と陳述した」「と述べた」のような「直接引用」のスタイルがみられることも、この時期の口語体判決の特徴である。直接引用は、結果として、(10)の「甲第一号証中に賣買物件に後で故障が出來たときは原告が萬事解決して被告等に損害を掛けないと言ふことは少し位の損害であれば、その通であるが本件の様に實測反別が一町歩も足りない損害のときは原告は責任を負はぬのである」<sup>12</sup>のようなやや迂遠的な表現を生じている。このような直接引用のスタイルは、当時、櫻木は口語体を「当人が話すように書く」ものと捉えていたことを示しているといえる。現代の判決が一般に間接引用の形式をとるのは対照的である。

以上のような口語化の模索の一方で、次のような非口語的表現も混じる。

## (12) 口語体

右認定を覆すだけの有力な證據が一つも存在しない、然るときは被告は原告に對し本件請求金員の支拂義務あることは明白である

〔飢肥区裁判所「昭和15年(ハ)第78號貸金請求事件」／1940年8月31日〕

<sup>12</sup> ここでの趣旨は、「甲第一号証中にあるとおり賣買物件に後で問題が生じたときは多少の損害なら原告が解決するが、本件のように反別が一町歩も足りないような損害については原告の責任ではない」。

以上、櫻木の口語体判決には、現代の書き言葉では通常用いられない口語性の高い表現や口頭語的接続詞の多用、当事者の主張の直接引用などがみられることがわかった。これは、当時、口語化が単純でなかったことを示している。特に、櫻木の初期の口語体判決には上記のような特徴が強く表れており、試行錯誤がみてとれる。このうち、口頭語的接続詞の多用や、当事者の主張の直接引用といった現象は、判決の口語化が、言葉を口語体に置き換えていくような単純な作業ではなく、判決のわかりやすさをめざす試みでもあったことを示しているといえる。

#### 4. 判決口語化をめぐる動き

櫻木が口語体判決を書いた時期、一般社会では口語化をめぐりどのような動きがあったのだろうか。日本は明治以降、近代化に伴い言文一致運動が高まりをみせ、漢文・和漢混交文・候文・欧文直訳体などの多様な文体が徐々に統一化されていた。そのなかで、司法界は一般社会から一歩遅れるかたちで口語化が唱え始められ<sup>13</sup>、判決をはじめ公文書の文体にも変化が生じてくる<sup>14</sup>。以下、特に判決の口語化をめぐる社会的な動きを時系列に沿って示す（法律文体一般の口語化については、安田敏朗（2002）が詳しい）。

##### ◆判決口語化をめぐる動き

1907年（明治40年）頃	最初期の口語体判決（台湾の判官 伊藤政重） <sup>15</sup>
1912年～1925年（大正年間）	口語体判決の例あり（関西地方の判事） <sup>16</sup>
1929年（昭和4年）	三宅正太郎判事（名古屋控訴院部長）の口語体刑事判決 <sup>17</sup>

<sup>13</sup> 金澤潔判事は1941年に次のように述べ、判決口語化を唱えている。

「判決は社会の進歩につれて、自然に口語化することが出来ず、今日なお極めて少数の例外を除き、依然として舊態を続けている。その原因はどこにあるか。謂うまでもなく、官庁——殊に司法部における新規を嫌う保守的な気風、前例を重んずる事なかれ主義、劃一と統制とを尊ぶ官僚的な傾向とが、時勢へのよい順應を妨げて来たのである。それに文語体への精神的な愛着——臭いもの身知らず的な執着、即ち簡明とか正確とか威厳とかを文語體の特長でもあるかに考えていた誤解が、まだ氷解していなかったので、口語體の主張は、これまで司法部内では余り一般の賛成を有なかったようだ。無論、判決文は、その性質からして徒らに新規を追うべきものではないが、既に法令さへも口語化を開始した昭和十四年の今日、判決のみが依然たる舊態の墨守では、果して司法官化石の批難を免れ得るだろうか」

〔金澤潔「法令・判決などの口語化は必然である」(国語協会法律部編『判決の口語化その他』pp.110-111)〕

<sup>14</sup> 近代日本語の文体の変遷について、山本正秀（1965）が社会的背景と併せて詳述する。山本によれば、官庁公用文・法令文・詔書の言文一致化は最も遅れ、終戦を背景に1946年に口語化が断行されたとされる。ただ、実際には、1940年代頃の判決関連文書の文体と1870年代の最初期のものとは文体の印象も大きく異なり、この分野でも言文一致化は進んでいたとみられる（例えば、裁判所から出される判断文書において、初期の資料にはみられる「其方ヨリ新潟県下第四区小老区A町Xへ掛り貸金滞之儀出訴候処...」〔DB11100009/0046（1875年，新潟裁判所）〕といった候文体は次第にみられなくなり、「右当事者間ノA区裁判所昭和六年（ハ）第四十五号立替金請求事件ニ付当裁判所ハ判決スル左ノ如シ／主文ノ被告ハ原告ニ対シ金五百円及之ニ対スル昭和四年五月一日以降完済ニ至ルマテ年五分の割合ニヨル金員ヲ支払フヘシ...」〔DB10300200/0006（1931年，浦和区裁判所）〕といった文体となる。〔〕内のDB以下の数字は、国際日本文化研究センター『民事判決原本データベース』における資料番号。

<sup>15</sup> 国語協会法律部編『判決の口語化その他』p.2.

<sup>16</sup> 国語協会法律部編『判決の口語化その他』p.2.

<sup>17</sup> 三宅の口語体判決の中に、「名古屋控訴院」を「ナゴヤ控訴院」と表記したものがあり、それが問題となって上告された（千種達夫『裁判閑話』p.27）。結局、大審院は「ナゴヤ控訴院」と表記されても不法でないとい

三宅は終始一貫して口語体を採った。<sup>18</sup>

千種達夫判事の松本區裁判所における口語体民事判決（日本における口語体民事判決の最初の例、平仮名書判決の最初の例といわれる。）<sup>19</sup>以後、千種は時折口語体を採った。千種は豫審終決々定も口語体で書いた。<sup>20</sup>

- 1929年（昭和4年）12月 末弘巖太郎博士が「法律時観」（『法律時報』1-1）で三宅の口語体判決支持。
- 1930年（昭和5年）1月 三宅の上司である立石名古屋控訴院長が、名古屋控訴院管内所長弁護士会長協議会の席上で三宅の口語体判決支持。<sup>21</sup>
- 1～2月 穂積重遠博士が「有閑法學（二）（三）」（『法律時報』2-1, 2-

決した。判決理由は次のとおりである（一部抜粋。句読点は本稿筆者による）。

「官吏又は公吏の作るべき書類に付き其所屬の官署又は公署を表示すべきことは、刑事訴訟法第七十一條第一項の明規する所にして、原判決に於て其の所屬官署なる「名古屋控訴院」を表示するに當り、之を「ナゴヤ控訴院」と表示したること所論の如し。而して官吏又は公吏の作るべき書類に付き其の所屬の官署又は公署を表示するに當りては、其の公認に係る固有の名稱を表記するによりて爲さるべきは當然にして、原判決が特に之を「ナゴヤ控訴院」と一部假名文字を以て表記したるは、如何なる理由と必要とに出でたるものなりや甚だ了解に苦しむ處にして、穩當を缺くものなりと言ふことを得べしと雖、之を以て直に其の所屬官署の表示なき不法の判決なりと言ふ事を得ざるべし。何となれば「ナゴヤ控訴院」なる表記によりて其の所屬官署なる「名古屋控訴院」を表示したるものと解することを得ればなり」

〔雑報「名古屋控訴院の假名書判決の適否に關する大審院判決」（法律新聞第3068号／1930年1月10日）

この一件について法学者、末弘巖太郎は次のように述べている。

「新聞紙によると上告人の主として攻撃する所は口語體それ自身ではなくして、「名古屋控訴院」と書くべき所を假名で「ナゴヤ控訴院」と書いてあるのがいけないと言ふのであるらしい。「名古屋」と書かずして何故に「ナゴヤ」と書いたものであるか理由は全く分らないけれども、同時に何故に「ナゴヤ」では悪いのか吾々には全く理解し難い。「ナゴヤ控訴院」の何たるかは誰にも明瞭に分る筈である。分りさへすれば漢字で書かれやうが假名で書かれやうが其効力に何等の差等があるべき筈がない。」

〔末弘巖太郎「法律時観」（『法律時報』1-1：21-22）〕

<sup>18</sup> 千種達夫『裁判閑話』p.27。

<sup>19</sup> 千種達夫『裁判閑話』p.236。

<sup>20</sup> 千種達夫『裁判閑話』p.27。

「當時私は判事になってまだ一年、三宅判事の地名カナガキ判決のように國語問題についての立派な主義主張があつた譯でもなく、當時三宅判事が口語體で判決を書いて居られることすら知らなかつた。たゞ判決を書こうとしたときに、法廷で調べたときのあの無學な當事者、殊に辯護士をもつけ得ない無學な被告夫婦の面影が眼の前に浮んで來た。その當事者に納得のいくように判決を書いてやりたい。當事者に話して聞かしてやるような積りで判決を書きたい、そう思うとどうしても文語體では表せない。判決は文語體で書かねばならぬこともないので、思い切つて口語體に書いた。どうせ口語體で書くのならばと、序にひらがなで濁點も打つたのであつた。」〔千種達夫「口語體の民事判決」（『裁判閑話』）〕

<sup>21</sup> 千種達夫『裁判閑話』p.28。立石名古屋控訴院長は次のように述べている。

「判決に付て、民事でも掲示でも其判決作成に就て工夫がして頂きたいと云ふ事でありませう。具體的に言へば三宅判事が當院の部長時代假名書判決、口語體判決に付相談を受けた事がありました。然し假名書判決の方がありますが之が社會の反響如何と云ふ様な事を考へて見るもよい事でありませう。然し假名書判決の方は餘りよい反響はなかつた様に思はれますが斯様な研究はよい事であると思ひます。最近松本區裁判所の判事で口語體の判決を上手に書いて居たのを法律新報が何か載せてあるのを見ました、口語體で上手に判決を書くことは馴れるまでは漢文體よりも六ヶ敷いけれども難解なる漢文よりは判りよい拙な口語體の方がよいのではないのでしょうか、兎に角斯う云ふ事も御考へを願ひ度い。當控訴院刑事部では近來判決の形式を改め理由の中に事實、證據、法律の適用及控訴理由の有無と云ふ見出を置いて文章に句切りをすることにしたのも見易くてよいと思ひます。斯様な事柄を試みると云ふ事は結構であります。」

〔「立石院長訓話」（法曹會「名古屋控訴院管内地方裁判所長及同辯護士會長協議會（雑報）」『法曹會雜誌』8-3：170-175）〕

- 2) において千種の口語体判決賞賛。
- 1932年(昭和7年)7月 三宅、論文「判決の形式に對する考察」発表(『法律時報』4-7)。<sup>22</sup>
- 1933年(昭和8年)10月 札幌區裁判所の廣瀬通判事が人事事件の口語体判決。その後、ぼつりぼつりと口語体判決が出だす(主として民事、特に人事事件の判決。刑事の口語体判決は殆ど無し)。<sup>23</sup>
- 11月 金澤潔判事を中心として國語愛護同盟の中に法律部発足。<sup>24</sup>
- 11~12月 千種、論説「法および法文書の平易化(一)(二)」発表(『法曹會雜誌』11-11, 11-12)。<sup>25</sup>
- 1936年(昭和11年)頃 大阪の弁護士森馥による口語体の訴状・答弁書の実例あり。<sup>26</sup>
- 1937年(昭和12年)5月 國語愛護同盟が國語協会と合同する。法律部は協会の一つの部となる。<sup>27</sup>
- 6月 國語協会法律部に属する判事弁護士72名連署で、「裁判上の文書に句讀濁點を打つことについて」上申書を大審院長、検事総長以下在京の司法部長官宛に出す。<sup>28</sup>
- 1939年(昭和14年) 國語協会法律部編『判決の口語化その他』出版。実例として収め得る口語体判決はまだ少ない。<sup>29</sup>

<sup>22</sup> 千種達夫『裁判閑話』p.29。

<sup>23</sup> 千種達夫『裁判閑話』p.30によると、後に東京區裁判所の日置判事が刑事判決を口語体で書く。

<sup>24</sup> 國語協会法律部編『判決の口語化その他』p.3。これによると、國語愛護同盟は1932年(昭和7年)、各方面の有志者が國語の實際的な改善に尽くすために誕生。法律部は、判決の口語化を中心題目とする研究団体として発足したという。弁護士の加入者も多かった。金澤判事が中心となり、毎月例会を開き、口語体判決の文例を作り、講演会を開いた。会に参加する藤江、根本、林判事等も早くからの口語体判決実行者であった。

<sup>25</sup> 國語協会法律部編『判決の口語化その他』p.3。

<sup>26</sup> 國語協会法律部編『判決の口語化その他』pp.222-227に実例掲載。

<sup>27</sup> 國語協会法律部編『判決の口語化その他』p.3。

<sup>28</sup> 千種達夫『裁判閑話』p.30。

<sup>29</sup> 「まえがき」で、金澤潔判事は、次のように述べる。

「判決を口語化する必要は、それを書く者の立場からも、読む者の立場からも、色々に説かれるのですが、それらの主張は、すべて根底において、判決の口語化が、裁判に對する國民の信頼と威信を保つために、必要であるという信念に基いて居ると思います。[中略] かように私どもが共同的な研究を進めて來ました間に、口語體判決を實地に書かれる判事も追々に出て來られ、辯護士方面でも訴状や準備書面などに口語體を使われる方が増して來ました。しかし全般から見ますと、今日のところ、裁判所側でも、辯護士側でも、口語體の実例は極めて少いのですし、まだ口語化の趣旨についてさえも、十分な認識と理解を持たれない向が多いようであります。それで、もつと廣い範圍の方々には私どもの趣旨なり、仕事なりを理解していただき、忌憚のない御批評を願いたいと考えまして、この小冊子を編んだ次第であります。[中略] とにかく従來の型を破つて、新しい文體で書くということは、かなりの勇氣と苦心とを要しますが、それは司法部の將來のために避けることの出來ない道筋であります。今後は、ますます多數の人々の實踐のうちに、練られ、鍛わ[マ]れて、昭和の御代にふさわしい、新しい判決の文體が育つて行くべきものと思ひます。一口に口語文といつても色々の種類と程度があることは、誰でも知つてるところです。訴状や答辯書などには、どんな調子の口語體が適當かについては種々に考えられますが、判決には「である調」がよいということについては、殆ど異論がありません。しかし、單に文章の最後の「ナリ」を「である」に代えたような名義だけの口語體では、口語文としてのほんとの値うちは少ないと思ひます。無論最初は、それだけでも結構ですが、追々文章の中身である用語や言い廻し方などについても氣をつけてみたいものです。これらの點についても、この冊子の文例は、相當に練られたものですから、大體適當な方針を示し

- 1941年（昭和16年）10月 国語協会法律部編『口語体判決集』出版。口語体判決の実例多くなっている（全国各地の判決、決定文例が35収められる）が、まだ例外的な存在。最も早く口語体判決が普及したのは東京控訴院の民事部（半数以上が口語体）。大審院では皆無。<sup>30</sup>
- 1946年（昭和21年） 詔書の口語体採用（5月）、官庁公用文における「である」体または「ます」体の口語文採用（6月）、口語体での『日本国憲法』公布（11月）。<sup>31</sup>下級裁判所のみならず大審院でも口語体判決が書かれるようになる。弁護士による訴状もほとんど口語体へ。<sup>32</sup>

## 5. まとめ

以上、昭和初期に櫻木繁次というひとりの裁判官が行った判決口語化の試みについて、資料に沿って考察した。当時の司法界は、一般社会から一歩遅れるかたちで、口語化が唱え始められていたが、その実現は容易ではなかった。櫻木の判決は、現代の書き言葉では用いられないような口語性の高い表現を含んでおり、口語化の実現が単純ではないことを示す。なかでも、口頭語的接続詞の多用や、当事者の主張の直接引用といった現象は、「話すように書く」ことを意図したものとみられ、判決の口語化が、言葉を口語体に置き換えていくような単純な作業ではなく、判決のわかりやすさをめざす試みでもあったことを示している。

## 参考文献

- 石井紫郎・新田一郎（2003）「対談 明治前期民事判決原本 データベース化の現場から：多様性の中での分類・検索システム」林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『明治前期の法と裁判』：49-87. 東京：信山社.
- 梅原康嗣・村上由佳（2012）「国立大学からの民事判決原本の移管完了について：民事判決原本利用のための手引」『北の丸：国立公文書館報』44：154-139.
- 金澤潔（1939）「法令・判決などの口語化は必然である」国語協会法律部編『判決の口語化その他』：92-112.
- 国語協会法律部編（1939）『判決の口語化その他』東京：国語協会.
- 国語協会法律部編（1941）『口語体判決集』東京：国語協会.
- 末弘巖太郎（1929）「法律時観」『法律時報』1-1：19-22.
- 千種達夫（1933）「法および法文書の平易化（一）」『法曹会雑誌』11-11：37-45.

ていると考えます。

〔国語協会法律部編『判決の口語化その他』の「まえがき」pp.1-8〕

<sup>30</sup> 千種達夫『裁判閑話』p.31.

<sup>31</sup> 山本正秀（1965：55）。

<sup>32</sup> 千種達夫『裁判閑話』p.31.



- 千種達夫（1933）「法および法文書の平易化（二・完）」『法曹会雑誌』11-12：45-62.  
千種達夫（1948）「判決文の口語化」『裁判閑話』：27-32.  
林屋礼二・石井紫郎・青山善充編（1998）『図説判決原本の遺産』東京：信山社.  
林屋礼二・石井紫郎・青山善充編（2003）『明治前期の法と裁判』東京：信山社.  
法曹會（1930）「名古屋控訴院管内地方裁判所長及同辯護士會長協議會（雜報）」『法曹會雑誌』8-3：170-175.  
穂積重遠（1930）「有閑法學（二）」『法律時報』2-1：31-35.  
穂積重遠（1930）「有閑法學（三）」『法律時報』2-2：25-26.  
三宅正太郎（1932）「判決の形式に對する考察」『法律時報』4-7：7-9.  
安田敏朗（2002）「日本語法律文体口語化と「満州国」」『一橋論叢』128-3：294-309.  
山本正秀（1965）『近代文体發生の史的研究』東京：岩波書店.

## The Use of Colloquial Language in Modern Civil Court Judgments: One Judge's Pioneering Attempt

Itsuki Nagasawa

nagasawaitzuki@gmail.com

**Keywords:** colloquialization, colloquial style, unification of the written and spoken language, style, modern era, civil trials, court judgments

### Abstract

A survey of civil court judgments in modern Japan showed that in the early Showa period, judgments written in a colloquial style were mixed in with others written in the then-standard literary style. The legal realm at that time was somewhat behind ordinary society, and an analysis of the material used in the present study shows that when calls came for the use of the colloquial style, it was not easy to make this a reality. This work will describe the pioneering colloquial style that appeared before the wholesale conversion to the colloquial style that occurred after the war.

(ながさわ・いつき 名古屋大学)